

学校において予防すべき感染症(学校感染症)の対応について (2025年4月1日以降)

- ・医療機関で受診した結果、陽性の診断があった場合に所定の手続きをすれば、授業の出席停止措置を行いますので、速やかに所定のフォームへ入力して下さい。

フロー

罹患疑い(「発熱」、「せき」、「息苦しさ」、「倦怠感」等の症状等)

医療機関を受診

陽性の診断

1. 感染症罹患報告フォームへ入力(出席停止措置期間は原則6日間)

<https://forms.office.com/r/QUNW0mGRAp>

2. ①～④のいずれかを添付の上、以下の送付先に送付

- ① 医療機関が発行した診療明細書と、氏名が記載された検査結果の画像
- ② 医療機関が発行した診療明細書と、抗ウイルス薬の処方分かる調剤明細書等の画像
- ③ 医療機関が発行した診療明細書と、検査キット・学生証・検査日が分かるカレンダー等を一緒に撮影した画像
- ④ 診断書(学校感染症の診断名があるもの)の画像

⇒送付先:chiyu-shoumeisho@jmj.tmu.ac.jp

※医師の診断により7日間以上の出席停止措置を要する場合は、出席停止期間が記載された医療機関の書類(診断書等)を上記送付先にご送付ください。

3. 上記手続きが完了後、所属の教務係から出席停止確定通知書を配付。

- ・お手元に届くのは、手続き完了後2週間～1か月程度かかります。
- ・荒川キャンパス(健康福祉学部2年生以上)の方は、kibacoをご確認ください。

4. 出席停止確定通知書は、必要に応じて授業担当教員に提示

参考

(1)登校許可日となる日数の考え方

- ・新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。
出席停止期間【発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで】

<確認表>

①発症後、5日経過した後登校可能となる場合

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
(例) 5/1	5/2	5/3	5/4 軽快	5/5	5/6	5/7 登校可

出席停止期間 6日間

②療養期間が延長となり、症状軽快後1日を経過した後登校可能となる場合

※解熱した日によって出席停止日が順次延長

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
(例) 5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6 軽快	5/7 1日目	5/8 登校可	5/9

(2)発症日について

原則、医療機関に受診した日を基準とします。

問合せ先等一覧

● 出席停止手続きに係る診断書等の送付先

感染症罹患証明受付窓口

chiyu-shoumeisho@jmj.tmu.ac.jp

● 出席停止確定通知書の配布担当

学生所属	担当	通知書連絡方法	問い合わせ先
学部1・2年生 ※健康福祉学部は1年生	—	教務課	kibacoのお知らせ(個人連絡)にて連絡 kyomu-kansen@jmj.tmu.ac.jp
人文社会学部 人文科学研究科	人文社会学部 教務係	kibacoのお知らせ(個人連絡)にて連絡	jibun-info@jmj.tmu.ac.jp
法学部 法学政治学研究科法学 政治学専攻	法学部教務係	kibacoのお知らせ(個人連絡)にて連絡	hougaku-kyoumu@jmj.tmu.ac.jp
経済経営学部 経営学研究科	経済経営学部 教務係	kibacoのお知らせ(個人連絡)にて連絡	biz@jmj.tmu.ac.jp
学部3年生以上 ※健康福祉学部は2年生以上。 ※研究科を含む	理学部 理学研究科	理学部教務係	kibacoのお知らせ(個人連絡)にて連絡 rikou.r@jmj.tmu.ac.jp
都市環境学部 都市環境科学研究科	都市環境学部 教務係	kibacoのお知らせ(個人連絡)にて連絡	fues-k@jmj.tmu.ac.jp
システムデザイン学部 システムデザイン研究科	日野キャンパス 教務係	kibacoのお知らせ(個人連絡)にて連絡	hino-kyoumu@jmj.tmu.ac.jp
健康福祉学部 人間健康科学研究科	荒川キャンパス 教務係	kibacoのお知らせ(個人連絡)にて連絡	a-kyomu@jmj.tmu.ac.jp
法学政治学研究科 法曹養成専攻	晴海キャンパス 管理係	大学メール (@ed.tmu.ac.jp)に連絡	harumi-kyoumu@jmj.tmu.ac.jp